

(目的)

第1条 生活サポート事業（以下「事業」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び士幌町地域生活支援事業の実施に関する条例（平成18年条例第46号。以下「条例」という。）に基づき、介護給付決定者以外の障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者等の地域での自立した生活の推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、士幌町とする。

2 町長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(事業の内容)

第3条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 相談助言等に関すること

- ア 生活、身上、介護に関する相談、助言
- イ その他必要な相談、助言
- ウ 関係機関との連絡等

(2) 声かけ・見守りに関すること

- ア 居宅周辺における身体介護を伴わない声かけ・見守り
- イ 居宅周辺における明確な目的のない散歩等

(3) 生活の援助に関すること

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居等の掃除、整理整頓
- エ 生活必需品の買物
- オ 関係機関との連絡等

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、士幌町に居住する在宅の障害者等であって、自立生活の助長及びその支援を要し、日常生活を営む上で支障があると認めた障害者等で、次の各号に定める者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けており、障害程度区分認定審査会にて障害程度区分が非該当と判定された者

(2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けており、障害程度区分認定審査会にて障害程度区分が非該当と判定された者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）に規定される精神障害者であり、障害程度区分認定審査会にて障害程度区分が非該当と判定された者

(4) その他町長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、事業を利用することができない。

(1) 法に定める介護給付を受けることができる者

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める保険給付を受けることができる者。ただし、当該給付の対象外となるサービスを受ける場合は、この限りではない。

(3) 入院治療を要する者

(4) その他特に利用対象者として適当でない町長が認める者

（利用の申請）

第5条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、生活サポート事業利用申請書（別記様式第1号）を町長に提出するものとする。

（利用の承認決定等）

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を精査し、利用の可否を決定したときは、生活サポート事業利用承認・不承認決定通知書（別記様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 承認をした障害者等（以下「利用者」という。）は、生活サポート事業利用者登録名簿（別記様式第3号）に登録するものとする。

（サービスの併用）

第7条 同一時間帯に本事業と他のサービスを併用することはできないものとする。

（利用時間数）

第8条 この事業の利用時間数は、1月につき10時間以内とする。ただし、特別な事情を有する場合は除く。

（決定の有効期間及び更新申請）

第9条 第6条の規定による決定の有効期間は、承認を行った日から起算して、最初に到達する6月30日までとする。

2 利用者が、有効期間の満了後も引続き事業を利用しようとするときは、有効期間の満了する日の1月以内に第5条に規定する申請を行わなければならない。

（利用の変更及び廃止）

第10条 利用者又は利用者の保護者は、次に掲げる事項に該当するときは、生活サポート事業登録変更（廃止）届（別記様式第4号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 利用者の住所等を変更した場合

(2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合

(3) 利用を中止する場合

（利用の取消し）

第11条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による利用決定を取り消すことができる。

(1) この事業の対象でなくなった場合

(2) 利用者が死亡した場合

(3) 利用者及びその家族が感染症等に罹患し、医師が事業の利用を適当でないとした場合

(4) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合

(5) その他町長が利用を不相当と認めた場合

（利用方法）

第12条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、決定通知書を事業者に提示し、事業者に直接依頼するものとする。

（利用料）

第13条 利用料として次の各号に定める金額を負担する。ただし、利用者及び利用者と同一の世帯に属する利用者の配偶者（利用者が児童である場合は、その保護者）にサービスが行われた年度（サービスが行われた月が4月から6月までの場合は、前年度）の地方税法（昭和25年法

律第226号)に規定する市町村民税が課税されていない場合は、利用料の負担はしないものとする。

(1) 法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚生労働省告示第523号。以下「告示」という。)別表介護給付費等単位数表の第1に掲げる「ハ家事援助が中心である場合」に定める単位数に10円を乗じた額の1割

(2) 夜間又は早朝及び深夜に第3条に定める事業を利用した場合の算定額は、告示別表介護給付費等単位数表の第1の11に掲げる算定に準じる。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が別に定める運賃等及び実費については、利用者が全額負担する。

(業者への支払い)

第14条 町長は、事業者から事業の利用に係る費用の請求があったときは、告示別表介護給付費等単位数表の第1に掲げる「ハ家事援助が中心である場合」に定める単位数に10円を乗じた額(夜間又は早朝及び深夜に第3条に定める事業を利用した場合は、前条第2号に規定する算定後の額とする。)から前条第1号の規定により利用者又は利用者の保護者が事業者を支払った額を控除した額を支払うものとする。

2 事業者は、前項の請求の際には、請求書(別記様式第5号)及びサービス提供実績票(別記様式第6号)を添付するものとする。

(遵守事項)

第15条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、町長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、従業員、会計、利用者へのサービス提供等に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

5 事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(高額地域生活支援事業費)

第16条 高額地域生活支援事業費は、条例に基づくものとする。

(様式の変更)

第17条 事務の簡素化・効率化及び申請者の利便性が向上する場合は、この規則に定める様式を変更して使用することができるものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成22年5月7日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の土幌町生活サポート事業施行規則の規定により行われたサービスの給付等に係る費用の負担については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月15日規則第12号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月1日規則第9号）  
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、第11条の規定による改正前の土幌町生活サポート事業施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

## ○士幌町地域生活支援事業の実施に関する条例

平成18年 9月15日

条例第46号

### (目的)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (対象者)

第2条 地域生活支援事業の対象となる者は、障害者等又は障害者等の保護者が町内に居住地（居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。）を有するもので、法第4条に規定する者及び早期の療育が必要と町長が認めた者とする。

2 前項に規定するもののほか、法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって、同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「住所地特例地」という。）が町内であるものは、地域生活支援事業を利用することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、住所地特例地が他の市町村の区域内にある者は、地域生活支援事業を利用することができない。

### (事業内容)

第3条 地域生活支援事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター事業
- (6) 日中一時支援事業
- (7) 生活サポート事業
- (8) その他町長が必要と認める事業

### (事業の委託)

第4条 前条に掲げる事業の一部又は全部を、町長が適当と認める社会福祉法人等に委託することができるものとする。

### (高額地域生活支援事業費)

第5条 第3条に掲げる事業の利用に関して、当該月の世帯における利用者負担の合計額が別表に定める高額地域生活支援事業費算定基準額を超える場合、高額地域生活支援事業費を償還払いにより町が利用者に支給するものとする。

2 前項に規定するもののほか、第3条に掲げる事業の利用に関する当該月の利用者負担の合計額と、法第5条の規定による障害福祉サービスの利用に関する当該月の利用者負担の合計額の総合計額が別表に定める高額地域生活支援事業費算定基準額を超える場合についても、高額地域生活支援事業費を償還払いにより町が利用者に支給するものとする。

### (支給の申請)

第6条 前条に掲げる高額地域生活支援事業費の支給を受けようとする障害者等又は障害者等の保護者は、規則に定めるところにより町長に申請するものとする。

(決定及び通知並びに支給)

第7条 町長は、前条に掲げる申請を受理した場合には、実態を調査したうえで、高額地域生活支援事業費の支給を決定するものとする。

2 町長は、支給を決定した場合は、規則に定めるところにより申請者に通知するものとする。

3 町長は支給を決定した場合は、前条の規定による申請を受理した日から30日以内に支給するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月7日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の士幌町地域生活支援事業の実施に関する条例の規定は、平成22年4月1日以後の地域生活支援事業の利用に係る高額地域生活支援事業費の支給について適用し、同日前の地域生活支援事業の利用に係る高額地域生活支援事業費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月12日条例第22号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

高額地域生活支援事業費算定基準額

町民税課税額等による障害者及び障害児の保護者の所得階層区分		月額負担上限額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護世帯	0円
B	当該年度分(第3条に掲げる事業を利用した月が4月から6月までの場合は前年度分)の町民税非課税世帯	0円
C	当該年度分(第3条に掲げる事業を利用した月が4月から6月までの場合は前年度分)の町民税課税世帯	37,200円